

印第5号

市民検討会議論点整理

第2回検討会議（平成20年2月6日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

(1) 表現方法に関する意見

・文章は法文としての基本を損なわない程度に市民に分かりやすく表現すること。

(主な意見)

・子供たちにも理解可能な文章表現を検討してほしい。

(2) 前文を早めに検討してほしい。

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、石垣市における<u>まちづくり</u>の基本理念と基本原則を明らかにし、市民の権利及び責務、事業者等の権利及び責務、市議会及び<u>市の執行機関</u>の責務並びに施政運営の原則を定めることにより相互に理解し合い、共に手を携えて豊かな地域社会を築くことを目的とする。</p>	<p>(主な意見)</p> <p>まちづくりと表現するよりも先進自治体の表現を見ても自治とあるのでその方が重みがあるのではないか。 ・市の執行機関とすると市民に分かりづらいので市長とした方が市民にとつては理解しやすい。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、石垣市における<u>自治</u>の基本理念と基本原則を明らかにし、市民の権利及び責務、事業者等の権利及び責務、<u>市議会</u>及び<u>市長</u>その他の執行機関の責務並びに施政運営の原則を定めることにより相互に理解し合い、共に手を携えて豊かな地域社会を築くことを目的とする。</p>
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 協働 <u>市民</u>及び<u>市</u>がそれぞれの役割と責任を担いながら対等の立場で相互に協力し補完することをいう。</p> <p>(6)～(7) (略)</p>	<p>(主な意見)</p> <p>用語の定義において、市民の中に事業者等が入らないとすると、市民と市だけの協働でなく市民、事業者等及び市とすべきである。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 協働 <u>市民</u>、<u>事業者</u>等及び<u>市</u>がそれぞれの役割と責任を担いながら対等の立場で相互に協力し補完することをいう。</p> <p>(6)～(7) (略)</p>
<p>(基本原則)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) 情報共有の原則 <u>市民</u>及び<u>市</u>が、相互に情報を提供し、共有すること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(主な意見)</p> <p>用語の定義において、市民の中に事業者等が入らないとすると、市民と市だけの情報共有でなく市民、事業者等及び市とすべきである。</p>	<p>(基本原則)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) 情報共有の原則 <u>市民</u>、<u>事業者</u>等及び<u>市</u>が、相互に情報を提供し、共有すること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

第3回検討会議（平成20年2月19日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
<p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、自治運営において、次に掲げる責務を有する。</p> <p>(1) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。</p> <p>(2) 次の世代に配慮した、地域社会を築くよう努めること。</p> <p>(3) 市政の運営に伴う負担を分担すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各号を昇格させ、条文を検討 自然環境だけに限らず文化の継承等においても、次の世代に引き継いでいくことが大切であるという意味から「持続可能」な文言を挿入した方がよい。 市民に理解しやすいように分担を分かち合うに改めた方がよい。 	<p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。</p> <p>2 市民は、参加及び協働に当たり自らの発言と行動に責任を持たなければならない。</p> <p>3 市民は、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めなければならない。</p> <p>4 市民は、市政の運営に伴う負担を分かち合わなければならぬ。</p>
<p>(事業者等の責務)</p> <p>第8条 事業者等は、法令及び条例に定める責務を遵守するとともに、社会的な責任を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者等は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するとともに、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民と同様、事業者等においても、市政運営に伴う負担を分かち合わせる条項を挿入した方がよい 	<p>(事業者等の責務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者等は、市政の運営に伴う負担を分かち合わなければならぬ。</p>

第4回検討会議（平成20年3月27日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
<p>(市長の責務)</p> <p>第11条 市長は、この条例を遵守し、市民の負託にこたえ、公正、公平かつ誠実に職務の遂行に努め、市民主体の自治の実現を図らなければならない。</p> <p>2 市長は、市政の総合的かつ計画的な将来像を示し、その実現にむけ、全力を挙げて取り組まなければならない。</p> <p>3 市長は、職員を指導監督するとともに、効率的、効果的な市政運営に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見を取り入れるような文言を挿入した方がよい。 	<p>(市長の責務)</p> <p>第11条 市長は、この条例を遵守し、市民の負託にこたえ、公正、公平かつ誠実に職務の遂行に努め、市民主体の自治の実現を図らなければならない。</p> <p>2 <u>市長は、市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処したまちづくりを推進しなければならない。</u></p> <p>3 市長は、市政の総合的かつ計画的な将来像を示し、その実現にむけ、全力を挙げて取り組まなければならない。</p> <p>4 市長は、職員を指導監督するとともに、効率的、効果的な市政運営に努めなければならない。</p>
<p>(職員の責務)</p> <p>13条 職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために必要な知識、技能等の向上を図り、誠実かつ効率的な職務の遂行に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「全体の奉仕者」を「市民全体のために働く者」として改めた方がよい。 ・「誠実かつ効率的な」を「誠実かつ公正」に改めた方がよい。 ・「知識、技能等の向上」の部分を分離し新たな項目で譲った方がよい。 	<p>(職員の責務)</p> <p>第13条 職員は、市民全体のために働く者として、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければならない。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p>

ワーキング案 (たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した 案 (たたき台)
<p>(行政手続)</p> <p>第 15 条 市は、市民の権利利益の保護に資するため、行政処分等に関する手続を定めなければならない。</p> <p>2 前項の手続きについて必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民にとっては、理解しにくい文言であるため、もう少し分かりやすい条文に改めた方がよい。 	<p>(行政手続)</p> <p>第 15 条 執行機関は、市民の権利利益の保護を図るため、市申請に対する処分、不利益処分の行政指導及び届出に関する基準及び手続を明らかにし、透明で公正な行政手続の確保に努めなければならない。</p> <p>2 前項の手続について必要な事項は、別に条例で定める。</p>

第5回検討会議（平成20年4月15日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関する意見

- ・危機管理に関する条項を設けてほしい。

2. 個別内容に関する意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
(総合計画) 第14条 市は、この条例の理念にのっとり、市政の運営を図るための総合的な計画（以下「総合計画」という。）を定めなければならない。 2 執行機関は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならぬ。 3 執行機関は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならぬ。	・計画の段階から市民が参加（参画）できる文言を挿入してほしい。	ワーキングでもまだ検討をしておりませんが、第9章の「参画及び協働の推進」欄で盛り込む予定であります。
(市民からの意見及び要望等) 第16条 市は、市民からの意見及び要望等に迅速かつ誠実に対応し、市民の権利利益の保護に努めなければならない。	・市民からの意見・要望等を市民全体にフィードバックすることが必要では ・もっと分かりやすく文言を改めた方がよい。 ・市民へ周知（公表）していくことが必要ではないか。	(市民からの意見、要望、苦情等への対応) 第16条 執行機関は、市政に関する市民の意見、要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に応答しなければならない。 2 執行機関は、市民から苦情として寄せられた事案について、その

第5回検討会議（平成20年4月15日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
		<p>原因を追及し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。</p> <p>3 執行機関は、毎年度、市民の要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表するよう努めなければならない</p>
<p>(行政評価)</p> <p>第18条 執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、行政評価を実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合計画の進行管理に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none">・行政評価制度の透明性の確保・市民満足度を高めるため市民の意見を踏まえることが必要ではないか。	<p>(行政評価)</p> <p>第18条 執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、行政評価を実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合計画の進行管理に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。</p> <p>2 執行機関は、前項の行政評価の結果に対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを図るよう努めなければならない。</p>

第5回検討会議（平成20年4月15日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
<p>(健全な財政運営)</p> <p>第19条 市は、中長期的な展望に立ち、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。</p> <p>3 市は、市民に分かりやすく財政状況を説明するよう努めなければならない。</p> <p>4 財政状況の公表に関して必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>・第2項において、市の重要な財産だけに効率的な運用だけでなく、「公正」という文言も挿入してほしい。</p>	<p>(健全な財政運営)</p> <p>第19条 市は、中長期的な展望に立ち、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び公正で効率的な運用に努めなければならない。</p> <p>3 市は、市民に分かりやすく財政状況を説明するよう努めなければならない。</p> <p>4 財政状況の公表に関して必要な事項は、別に条例で定める。</p>

第6回検討会議（平成20年5月20日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した案
<p>(審議会等)</p> <p>第20条 市長及び他の執行機関は、市の執行機関に設置する審議会、審査会等（以下「審議会等」という。）の委員の選任に当たっては、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めなければならない。</p> <p>2 審議会等の会議は、個人情報の保護、公正な審議その他会議の円滑な運営に支障がある場合を除き、公開するものとする。</p>	<p>委員の選任に当たっては公正を期する必要があることから「公平かつ公正」の文言を挿入してほしい。</p>	<p>(審議会等)</p> <p>第20条 市長及び他の執行機関は、市の執行機関に設置する審議会、審査会等（以下「審議会等」という。）の委員の選任に当たっては、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めなければならない。</p> <p>2 <u>前項の公募による委員の選任に当たっては、公平かつ公正に選任するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 審議会等の会議は、個人情報の保護、公正な審議その他会議の円滑な運営に支障がある場合を除き、公開するものとする。</p>

第6回検討会議（平成20年5月20日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
<p>(組織)</p> <p>第21条 執行機関は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため、簡素で機能的かつ市民にわかりやすい組織の編成に努め、<u>常にその見直しに努めなければならぬ。</u></p> <p>2 執行機関は、効率的かつ効果的に組織を運営しなければならない。</p>	<p>「常にその見直しに努めなければならない。」とあるが、頻繁に組織を見直しされると市民にとっては、逆にわかりづらくなるので「常にその見直し」の文言を削除したほうがよい。</p>	<p>(組織)</p> <p>第21条 執行機関は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため、簡素で機能的かつ市民にわかりやすい組織の編成に努めなければならない。</p> <p>2 執行機関は、効率的かつ効果的に組織を運営しなければならない。</p>

第7回検討会議（平成20年6月5日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
	<ul style="list-style-type: none"> ・食文化の歴史を踏まえながら、食の安全・予防をも含めた条項を挿入してほしい。 ・地域（コミュニティ）、行政が協働（連携・協力）して健康づくりに努めるような「石垣市の地域性・独自性」を盛り込んでほしい。 	<p>(新規挿入) (健康づくり及び保健予防の推進)</p> <p>第25条 市民は、一人ひとりが健康的な生活を営むため、自らの健康状態を意識し、健康づくりに努めるものとする。</p> <p>2 市は、地域、関係機関等と連携し、食の安全と食環境の整備を図るとともに保健予防に努めるものとする。</p>
<p>(保健、医療及び福祉の充実)</p> <p>第25条 市は、市民が健康で安心して生活できる健康長寿社会の実現をめざすため、保健、医療及び福祉の充実に努めなければならない。</p> <p>2 <u>市民は、一人ひとりが健康的な生活を営むため、自らの健康状態を意識し、健康づくりに努めるものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2項を前条に移項 	<p>(保健、医療及び福祉の充実)</p> <p>第26条 市は、市民が健康で安心して生活できる健康長寿社会の実現をめざすため、保健、医療及び福祉の充実に努めなければならない。</p> <p>2 (削除)</p>

第7回検討会議（平成20年6月5日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
<p>(防犯及び交通安全の推進)</p> <p>第26条 市は、学校、地域、家庭とその関係する機関が連携し、市民が安全で、安心して暮らせるまちづくりのため、環境を整備するとともに、防犯活動と交通安全の推進に努めなければならない。</p> <p>2 防犯及び交通安全の推進に関する必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・隣国（外国）からの不法入国者等に対する防犯関係の条項を挿入してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・このことに関しては、第2項で「別に条例で定める」とある「石垣市安全で住みよいまちづくり条例」の第3条 第3項の規定に基づき「警察署長その他関係する機関等と緊密に連携を図る」とあることから新たな条項の挿入を差し控えたい。
<p>(危機管理)</p> <p>第27条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならぬ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強いまちづくり、防災体制の確立についての条項を挿入してほしい。 	<p>(危機管理と災害予防)</p> <p>第27条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならぬ。</p>

第7回検討会議（平成20年6月5日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した案
2 市民は、大規模災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。		<p>2 市民は、大規模災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。</p> <p>3 <u>市民、事業者等及び市は、災害を予防するため、防災のまちづくりを推進しなければならない。</u></p> <p>※ 災害に強いまちづくり、防災体制の確立の詳細については、「石垣市地域防災計画」に掲げられています。</p>

第8回検討会議（平成20年7月11日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
(組織) 第21条 執行機関は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため、簡素で機能的かつ市民にわかりやすい組織の編成に努め、 <u>常にその見直しに努めなければならぬ</u> い。	○組織について 組織については、第6回市民検討会議において、「常にその見直し」の文言を削除したが、策定推進委員会の意見も考慮し再度検討した結果もとの条文に戻すことになりました。	(組織) 第21条 執行機関は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため、簡素で機能的かつ市民にわかりやすい組織の編成に努め、 <u>常にその見直しに努めなければならぬ</u> い。
	○食の安全について 地産地消をベースに市民、事業者等市が協働し連携を図っていく必要がある。	(新規挿入) (地産地消の推進) 第26条 市は、地域の資源を生かした安心かつ安全な生産物の地産地消を推進するため、市民及び関係機関相互の意見及び情報の交換等を行い、連携を図るものとする。
(住民投票の請求及び発議) 第30条 市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者	○住民投票の請求及び発議について ・ 法定事項の50分の1以上の連署では請求することに留まることから、50分の1以上よりハ	(住民投票の請求及び発議) 第30条 市民のうち本市において選挙権を有する者は、 <u>市政に係る重要事項について、</u> その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者

第8回検討会議（平成20年7月11日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
<p>から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。</p> <p>2 議員は、法令の定めるところにより、議員定数の1/2分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。</p> <p>3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。</p>	<p>ドルを高くし、直接住民の意思を問うため、〇分の1以上の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため、住民投票を実施しなければならないとした方がよい。</p>	<p><u>から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</u></p> <p>2 議員は、法令の定めるところにより、議員定数の1/2分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。</p> <p>3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。</p> <p>4 <u>市長は、第1項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。</u></p>
	<p>〇オンブズマン制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の市政に関する苦情、不服等について、迅速にその処理、救済等を図る機関オンブズマン制度を盛り込んでほしい。 	<p>この件については、第5回市民検討会議において、「市民からの意見、要望、苦情等への対応」の条項に盛り込んであり、重複をさけるため新たなオンブズマン制度の条項を盛り込むことは避けたい。</p>

第9回検討会議（平成20年8月6日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
<p>(市議会の責務)</p> <p>第9条 市議会は、市の意思決定機関として、開かれた議会運営を図ることにより市民の意思を反映し、<u>市民の福祉</u>の増進に努めなければならない。</p> <p>2 市議会は、行政活動が常に民主的で、効率的に行われているかを調査、監視するとともに、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。</p> <p>3 市議会の会議は、討論を基本とし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を市民に明らかにしなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「市民の福祉」を「市民福祉」に改めた方が理解しやすい。 議員は、個人のレベルで物事を見るのでは機能しない。 議員にとっては、選挙の柵があり難いところもある。 議員の品格が問われてくるので自ら襟を正す必要がある。 市民も自ら勉強し、議会に対し目を凝らす必要がある。 	<p>(市議会の責務)</p> <p>第9条 市議会は、市の意思決定機関として、開かれた議会運営を図ることにより市民の意思を反映し、<u>市民福祉</u>の増進に努めなければならない。</p> <p>2 市議会は、行政活動が常に民主的で、効率的に行われているかを調査、監視するとともに、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。</p> <p>3 市議会の会議は、討論を基本とし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を市民に明らかにしなければならない。</p>

第9回検討会議（平成20年8月6日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
<p>(議員の責務)</p> <p>第10条 議員は、市民の代表者として、市民の負託にこたえ、<u>誠実に</u>その職務を遂行するよう努めなければならない。</p> <p>2 議員は、市民の代表者としての<u>品位</u>と責務を忘れず、常に市民全体の福利を念頭におき行動しなければならない。</p> <p>3 議員は、市議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none">「誠実に」を「公平かつ誠実」に改めた方がよい。「品位」を「品格」に改めた方がよい。	<p>(議員の責務)</p> <p>第10条 議員は、市民の代表者として、市民の負託にこたえ、<u>公平かつ誠実に</u>その職務を遂行するよう努めなければならない。</p> <p>2 議員は、市民の代表者としての<u>品格</u>と責務を忘れず、常に市民全体の福利を念頭におき行動しなければならない。</p> <p>3 議員は、市議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。</p>

第9回検討会議（平成20年8月6日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

	ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
したま 代表 こた 職あ れば とし ・常 こお ハ。 と遂 見識 らず、 の い	<p>(市民からの意見及び要望等)</p> <p>第16条 市は、市民からの意見及び要望等に迅速かつ誠実に対応し、市民の権利利益の保護に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの投書に対してたとえ無記名で投書をされた場合においても、これに対してきちんと市民へ周知をし公表をすべきである。 ・公表については、市のホームページ、広報紙等を通して周知を図る必要がある。 ・苦情処理については、本来ならば第三者機関において苦情処理をさせた方が望ましいが、人件費等財政的な負担を伴うので厳しい面がある。 ・苦情処理の方法、とりまとめ、公表の方法等に関する詳細については、新たに要綱等を定め対応していく必要がある。 	<p>(市民からの意見、要望、苦情等への対応)</p> <p>(第5回検討会議で掲載したもの再度掲載)</p> <p>第16条 執行機関は、市政に関する市民の意見、要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に応答しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追及し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。</p> <p>3 執行機関は、毎年度、市民の要望、苦情等への対応状況について年次報告をとりまとめ、これを公表するよう努めなければならない。</p>

第10回検討会議（平成20年8月21日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
<p>第10章 <u>自然環境と風景の保全</u> (<u>自然環境と風景の保全</u>)</p> <p>第31条 市民、事業者等及び市 は、相互に協力して市民共有 のかけがえのない財産である <u>自然環境と風景を保全し</u>、次 の世代へ継承するよう努めな ければならない。</p> <p>2 <u>自然環境と風景の保全</u>に關 して必要な事項は、別に条例 で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none">・「風景の保全」という文言 は、市民に理解しにくい ように思われる。・そのため、第10章の「自 然環境と風景の保全」を 「自然環境の保全と風景 づくり」に改め、条文の 見出しを「自然環境の保 全と風景の創出」に改め 改めた方がよい。・上記に関連して、第1項 及び第2項の条文を改め る。・その他意見（付帯意見） 名蔵の獅子の森は、赤瓦 と緑で新しい価値観を生み だしており、保全だけだ と過去を超えないイ メージがある。・開発区域内に設ける緑地 の割合が50%と基準が 設けられており、弊害が ある。	<p>第10章 <u>自然環境の保全と風景づ くり</u> (<u>自然環境の保全と風景の創出</u>)</p> <p>第31条 市民、事業者等及び市 は、相互に協力して市民共有 のかけがえのない財産である <u>自然環境の保全と風景を創出</u> し、次の世代へ継承するよう 努めなければならない。</p> <p>2 <u>自然環境の保全と風景づく り</u>に關して必要な事項は、別 に条例で定める。</p>

第10回検討会議（平成20年8月21日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
	<ul style="list-style-type: none">・苦情等に対し、市民の意見を吸い上げてくれる機関、例えばNPOとかの外部に処理させる方法等を検討する必要がある。・港に収集ボックス等が無いため廃油の垂れ流しが見受けられる。・植栽マスをはじめ、周辺において清掃がされてなく見苦しい状況にある。このため、市民全体の清掃の日を設けてほしい。・風景づくりの一環として赤瓦を敷いたが、一方で固定資産税が上がるのでは逆効果である。税の軽減を図るべきである。	

第10回検討会議（平成20年8月21日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した案
<p>(コミュニティ活動の推進)</p> <p><u>第32条 市民は、地域の自主的な課題解決のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動（以下「コミュニティ活動」と称する。）に関心を持ち、自発的に参加するよう努るものとする。</u></p> <p><u>2 市は、コミュニティ活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動に対して必要な支援を行うものとする。</u></p>	<p>・いきなり第1項において、課題解決のためとあり、もう少しやわらかくした文言「安心して暮らせる」とかプラス思考の文言に変えた方がよい。</p>	<p>(コミュニティ活動の推進)</p> <p><u>第32条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 市は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動（以下この項において「コミュニティ活動」という。）の役割を尊重し、そのコミュニティ活動に対して必要な支援を行うものとする。</u></p>

第11回検討会議（平成20年9月10日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
<p>第10章 <u>自然環境と風景の保全</u> <u>(自然環境と風景の保全)</u></p> <p>第31条 市民、事業者等及び市は、相互に協力して<u>市民共有のかけがえのない財産である</u>自然環境と風景を保全し、次の世代へ継承するよう努めなければならない。</p> <p>2 自然環境と風景の保全に関して必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>○再度検討</p> <p>☆<u>市民共有のかけがえのない財産について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年、石垣島の陸域の一部及び周辺海域が国立公園に編入されたことから、石垣島の自然は、市民だけの財産としてとらえるのではなく、全国的、世界的な視点で捉えた方がよい。 ・自然環境の保全だけでなく再生をも含めた文言を挿入した方がよい。 <p>☆<u>その他意見（付帯意見）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境税について、自然環境の保全のPRにもつながることから行政として前向きに検討してほしい。 ・環境税については、お隣の宮古島市との関わりもあることから慎重に手法を検討していく必要がある。 	<p>第10章 <u>自然環境の保全と再生</u> <u>及び風景づくり</u> <u>(自然環境の保全と再生及び風景の創出)</u></p> <p>第31条 市民、事業者等及び市は、相互に協力して<u>世界に誇れるかけがえのない財産である自然環境を保全し、又は再生するとともに風景を創出し</u>、次の世代へ継承するよう努めなければならない。</p> <p>2 自然環境の保全と風景づくりに関して必要な事項は、別に条例で定める。</p>

第11回検討会議（平成20年9月10日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
	<ul style="list-style-type: none"> ・赤土問題について、月桃の植え付けに対して補助金を出すとか、月桃の利用価値等含め、もっと行政が指導力を發揮すべきである。、 	
<p>(コミュニティ活動の推進)</p> <p>第32条 市民は、地域の自主的な課題解決のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動（以下「コミュニティ活動と称する。）に関心を持ち、自発的に参加するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、コミュニティ活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動に対して必要な支援を行うものとする。</p>	<p>○再度検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石垣市のコミュニティは、自治公民館が主体となっていることから、自治公民館の文言を挿入した方がよい。 	<p>(コミュニティ活動の推進)</p> <p>第32条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組むとともに、自治公民館活動等に参加し、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動（以下、この項において「コミュニティ活動」という。）の役割を尊重し、そのコミュニティ活動に対して必要な支援を行うものとする。</p>

第11回検討会議（平成20年9月10日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
<p>(文化の継承)</p> <p>第33条 市民及び市は、市民共有の財産である郷土の歴史や伝統文化の保存及び継承に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none">・石垣市の独自性を持たせるため、文化に関しての新たな章を設けた方がよい。・文化を継承していくためには、人づくり（人材の育成、担い手の育成）が必要であることから、そのような文言を挿入した方がよい。	<p><u>第12章 文化的継承（新設）</u></p> <p>(文化の継承)</p> <p>第33条 市民及び市は、市民共有の財産である郷土の歴史や伝統文化の保存及び継承に努めるものとする。</p> <p>2 <u>市民及び市は、伝統文化を次の世代へ円滑に継承していくため、担い手の育成に努めるものとする</u></p>

第12回検討会議（平成20年9月30日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
<p><u>(文化の継承)</u></p> <p><u>第33条 市民及び市は、市民共有の財産である郷土の歴史や伝統文化の保存及び継承に努めるものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化の継承のみに留まることなく、さらに発展させ創造を図る必要があることからこのような文言を挿入した方がよい。 	<p><u>第12章 文化の継承、発展及び創造</u></p> <p><u>(文化の継承、発展及び創造)</u></p> <p><u>第34条 市民及び市は、市民共有の財産である郷土の歴史や伝統文化の保存及び継承に努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>市民及び市は、伝統文化を次の世代へ円滑に継承していくため、担い手の育成に努めるものとする</u></p> <p>3 <u>市は、伝統的な文化をはじめとする、多様な文化の継承、発展及び創造を図るため、文化に触れ、身近に親しむことができる機会の提供に努めるものとする。</u></p>

第12回検討会議（平成20年9月30日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
<p>(平和活動及び国際交流の推進)</p> <p><u>第35条 市は、平和な社会を実現するため、市民、事業者等と協働し、平和活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 市は、まちづくりにおいて国際社会との関係が重要であることを認識し、国際社会との交流及び連携に努めるものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none">平和活動の推進について は、第12章の「広域的な連携及び協力」の章にそぐわないため新たに章立をし分離。	<p>(国際社会との交流及び連携)</p> <p><u>第36条 市は、まちづくりにおいて国際社会との関係が重要であることを認識し、国際社会との交流及び連携に努めるものとする。</u></p>
	<ul style="list-style-type: none">前条から分離、章立てし新たに第2項を挿入。	<p><u>第14章 平和活動の推進</u> <u>(平和活動の推進)</u></p> <p><u>第37条 市は、平和な社会を実現するため、市民、事業者等と協働し、平和活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 市、学校、地域、家庭とその関係する機関は、平和を願う心を守り育てるため、連携して平和に関する学習と活動の機会の提供に努めるものとする。</u></p>

第12回検討会議（平成20年9月30日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
<p><u>第13章 条例の位置付け等</u> <u>(条例の位置付け)</u></p> <p><u>第36条</u> この条例は、市政運営の最高規範であり、市は、他の条例等の制定又は改廃に当っては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を確保しなければならない。</p> <p>2 市民、事業者等及び市は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1項において、「この条例」の文言が3回も使われていることから、条文の流れを再度検討してもらいたい。 	<p><u>第15章 条例の位置付け等</u> <u>(条例の位置付け)</u></p> <p><u>第38条</u> この条例は、市政運営の最高規範であり、他の条例等の制定又は改廃に当っては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を確保しなければならない。</p> <p>2 市民、事業者等及び市は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めるものとする</p>
<p><u>(条例の見直し)</u></p> <p><u>第37条</u> 市民、事業者等及び市は、社会、経済等の情勢の変化に対応するため、この条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3年から5年の範囲内において期間を定め見直しをした方がよい。 ・見直しの際は、市民の意見を踏まえて見直しをする。 	<p><u>(条例の見直し)</u></p> <p><u>第39条</u> 市は、5年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢などの変化に適合したものかどうかを検討し、市民の意見を踏まえて、この条例を見直すものとする。</p>

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
<p>(前文)</p> <p>私たちのまち石垣市は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統あるまちとして、また平和で活力に満ちた住みよいまちとして発展してきました。</p> <p>この風土の生み出す恵みは、先人の心に感謝、思いやり、また進取の気性を育み、人と自然が調和する社会をつくり、清新な文化、優れた産業を生み出し、住みよいふるさとを築いてきました。</p> <p>私たちは、このまちを心から愛しており、誇りにも思っておりまます。そして私たちは、多くの人々との、たゆまぬ努力により成長してきた、このふるさとの豊かな自然を大切に守り育てつつ、より広い視野で社会をみつめ、まちを訪れる人々とともに、石垣市をさらに豊かなものとして、未来へ引き継ぐことを目指します。</p> <p>そのためには、地域のことは地域で考え、地域で実行するという地域主権の精神に基づき、私たちが自ら考え、自らの責任の下に自ら行動して、この地域の個性や財産を生かした市民自治によるまちづくりを行うことが必要です。</p> <p>このため、主権者である私たちは、まちづくりの主体であることを強く認識し、誰もがまちづくりに参画することによって、自らの地域は自らの手で築いていくこうとする私たちのまちの自治を推進し、自治の基本理念とまちづくりの指針を明らかにし、市民、議会、行政の役割など、自治の基本を定める規範として、ここに、石垣市自治基本条例を制定します。</p>	<p>(前文について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石垣市の位置、自然環境歴史的背景などを加味し文言を挿入してほしい。 ・「豊かな自然に恵まれて」の箇所をより具体的に表現した方がよい。 ・市民憲章の精神を尊ぶような文言を挿入してほしい。 ・「全ての市民が石垣市に愛着をもち、いつまでも住み続けたくなるまち」となるように、石垣市をさらに豊かなものとして、未来へ引き継ぐことを目指します。 	<p>(前文)</p> <p>私たちのまち石垣市は、温暖な気候と川平湾をはじめ、玉取崎、於茂登岳など、豊かな自然環境に恵まれ、歴史と伝統あるまちとして、また平和で活力に満ちた住みよいまちとして発展してきました。</p> <p>この風土の生み出す恵みは、先人の英知と努力によって今日の姿があることに感謝、思いやり、また進取の気性を育み、人と自然が調和する社会をつくり、清新な文化、優れた産業を生み出し、住みよいふるさとを築いてきました。</p> <p>私たちは、このまちを心から愛しており、誇りにも思っておりまます。そして私たちは、多くの人々との、たゆまぬ努力により成長してきた、このふるさとの豊かな自然を大切に守り育てつつ、より広い視野で社会をみつめ、市民憲章の精神を尊び、全ての市民が「石垣市に愛着を持ち、いつまでも住み続けたくなるまち」となるように、石垣市をさらに豊かなものとして、未来へ引き継ぐことを目指します。</p> <p>そのためには、地域のことは地域で考え、地域で実行するという地域主権の精神に基づき、私たちが自ら考え、自らの責任の下に自ら行動して、この地域の個性や財産を生かした市民自治によるまちづくりを行うことが必要です。</p> <p>このため、主権者である私たちは、まちづくりの主体であることを強く認識し、誰もがまちづくりに参画することによって、自らの地域は自らの手で築いていくこうとする私たちのまちの自治を推進し、自治の基本理念とまちづくりの指針を明らかにし、市民、議会、行政の役割など、自治の基本を定める規範として、ここに、石垣市自治基本条例を制定します。</p>

第14回検討会議（平成20年11月6日）

市民検討会議論点整理

1. 全体に関わる意見

2. 個別内容に関わる意見

ワーキング素案(たたき台)	市民検討会議の意見	市民検討会議の意見を加味した素案
<p>(前文)</p> <p>私たちのまち石垣市は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統あるまちとして、また平和で活力に満ちた住みよいまちとして発展してきました。</p> <p>この風土の生み出す恵みは、先人の心に感謝、思いやり、また進取の気性を育み、人と自然が調和する社会をつくり、清新な文化、優れた産業を生み出し、住みよいふるさとを築いてきました。</p> <p>私たちは、このまちを心から愛しており、誇りにも思っておりまます。そして私たちは、多くの人々との、たゆまぬ努力により成長してきた、このふるさとの豊かな自然を大切に守り育てつつ、より広い視野で社会をみつめ、まちを訪れる人々とともに、石垣市をさらに豊かなものとして、未来へ引き継ぐことを目指します。</p> <p>そのためには、地域のことは地域で考え、地域で実行するという地域主権の精神に基づき、私たちは自ら考え、自らの責任の下に自ら行動して、この地域の個性や財産を生かした市民自治によるまちづくりを行なうことが必要です。</p> <p>このため、主権者である私たちは、まちづくりの主体であるこどりを強く認識し、誰もがまちづくりに参画することによって、自らの地域は自らの手で築いていくこうとする私たちのまちの自治を推進し、自治の基本理念とまちづくりの指針を明らかにし、市民、議会、行政の役割など、自治の基本を定める規範として、ここに、石垣市自治基本条例を制定します。</p>	<p>(前文について)</p> <p>私たちのまち石垣市は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、「日本最南端の石垣市は、亞熱帯の気候と四方を珊瑚礁に囲まれ、於茂登連山に抱かれた豊かな自然に恵まれ」を「この風土は、感謝の心、人々の思いやり、進取の気性を育み、人と自然が調和する社会をつくり、清新な文化、優れた産業を生み出し、住みよいふるさとを築いてきました」に改めた方がよい。</p> <p>「この風土の生み出す恵みは、先人の心に感謝」を「この風土は、感謝の心、人々の思いやり」に改めた方がよい。</p> <p>「多くの人々との、たゆまぬ努力により成長してきた」を「先人の英知と努力によって今日の姿があることに感謝し」に改めた方がよい。</p> <p>「まちを訪れる人々とともに」を削除し、新たに「市民憲章の精神を尊び、全ての市民が石垣市に愛着を持ち、いつまでも住み続けたくなるまち」の文言を挿入した方がよい。</p>	<p>(前文)</p> <p>日本最南端の石垣市は、亞熱帯の気候と四方を珊瑚礁に囲まれ、於茂登連山に抱かれた豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統あるまちとして、また平和で活力に満ちた住みよいまちとして発展してきました。この風土は、感謝の心、人々の思いやり、進取の気性を育み、人と自然が調和する社会をつくり、清新な文化、優れた産業を生み出し、住みよいふるさとを築いてきました。</p> <p>私たちは、このまちを心から愛しており、誇りに思っています。そして私たちは、先人の英知と努力によって今日の姿があることに感謝し、このふるさとの豊かな自然を大切に守り育てつつ、より広い視野で社会をみつめ、市民憲章の精神を尊び、全ての市民が「石垣市に愛着を持ち、いつまでも住み続けたくなるまち」となるように、石垣市をさらに豊かなものとして、未来へ引き継ぐことを目指します。</p> <p>そのためには、地域のことは地域で考え、地域で実行するという地域主権の精神に基づき、私たちは自ら考え、自らの責任の下に自ら行動して、この地域の個性や財産を生かした市民自治によるまちづくりを行なうことが必要です。</p> <p>このため、主権者である私たちは、まちづくりの主体であるこどりを強く認識し、誰もがまちづくりに参画することによって、自らの地域は自らの手で築いていくこうとする私たちのまちの自治を推進し、自治の基本理念とまちづくりの指針を明らかにし、市民、議会、行政の役割など、自治の基本を定める規範として、ここに、石垣市自治基本条例を制定します。</p>